

議案第50号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号イ中「第22条の2の2第5項第2号」を「第22条の2の2第7項第2号」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,230円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,230円」とあるのは、「33,720円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,230円」とあるのは、「47,210円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第6号の改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市介護保険条例第7条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例による。